

会社法第 801 条第 1 項に定める事後備置書類
(吸収合併に係る事後開示事項)

2022 年 9 月 30 日

ウシオ電機株式会社

当社は、株式会社ユーアイエス(以下「ユーアイエス」といいます。)との間の 2022 年 7 月 15 日付吸収合併契約書に基づき、当社を吸収合併存続会社、ユーアイエスを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行いました。本合併に係る会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条の定めに基づく事後開示事項は以下のとおりです。

2022 年 9 月 30 日

東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 5 号
ウシオ電機株式会社
代表取締役社長 内藤 宏治

記

1. 本合併が効力を生じた日

2022 年 9 月 30 日(以下「効力発生日」といいます。)をもって、本合併は効力を生じています。

2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 差止請求手続(会社法第 784 条の 2)の経過

ユーアイエスは当社の完全子会社であり、当社はユーアイエスに対し、会社法第 784 条の 2 の規定による本合併の差止請求を行いませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続(会社法第 785 条)の経過

ユーアイエスは当社の完全子会社であることから、ユーアイエスに対し会社法第 785 条第 1 項の規定による株式の買取を請求することのできる株主はいませんでした。

(3) 新株予約権買取請求手続(会社法第 787 条)の経過

ユーアイエスは、新株予約権を発行していなかったことから、会社法第 787 条第 3 項の規定による手続を行いませんでした。

(4) 債権者保護手続(会社法第 789 条)の経過

ユーアイエスは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 8 月 2 日付の官報及び日刊工業新聞により、債権者に対する本合併についての異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに、会社法第 789 条第 1 項の規定により本合併について異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 差止請求手続(会社法第 796 条の 2)の経過

本合併は会社法第 796 条第 2 項が規定する簡易合併に該当するため、当社に対し、会社法第 796 条の 2 の規定による本合併の差止を請求することのできる株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続(会社法第 797 条)の経過

本合併は会社法第 796 条第 2 項が規定する簡易合併に該当するため、当社に対し、会社法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取を請求することのできる株主はいませんでした。

(3) 債権者保護手続(会社法第 799 条)の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 8 月 2 日付の官報及び電子公告により、債権者に対する本合併についての異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに、会社法第 799 条第 1 項の規定により本合併について異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、ユーアイエスより、効力発生日をもって、その資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項(吸収合併契約の内容を除く)

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の規定による変更の登記をした日

効力発生日から 2 週間以内に登記を申請する予定です。

7. 前各号に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項

- (1) 本合併は、当会社においては 2022 年 7 月 15 日に会社法第 796 条第 2 項に基づき、ユーアイエスにおいては 2022 年 7 月 14 日に会社法第 784 条第 1 項に基づき、それぞれ、株主総会の承認決議を経ずに決定しております。
- (2) 当会社はユーアイエスの発行済株式の全てを保有していることから、本合併に際して、ユーアイエスの株主に対する株式の発行及び金銭等の交付は行っておりません。

以 上

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸収合併に係る事前開示事項)

2022 年 8 月 2 日

株式会社ユーアイエス

当社は、2022年7月15日に、ウシオ電機株式会社（以下「ウシオ電機」といいます。）との間で、2022年9月30日を効力発生日として、ウシオ電機を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行う旨の吸収合併契約を締結いたしました。本合併に係る会社法第782条第1項及び会社法施行規則182条の定めに基づく事前開示事項は以下のとおりです。

2022年8月2日

神奈川県横浜市青葉区元石川町6409番地
株式会社ユーアイエス
代表取締役社長 朝香 裕一

1. 吸収合併契約の内容
別紙1をご参照下さい。
2. 合併対価の相当性に関する事項
ウシオ電機は当社の発行済株式の全てを直接に保有していることから、本合併に際して、株式の発行及び金銭等の交付は行いません。
また、本合併に際して、ウシオ電機の資本金及び準備金の額は、増加しません。
3. 合併対価について参考となるべき事項
該当事項はありません。
4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項
該当事項はありません。
5. ウシオ電機についての次に掲げる事項
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等
別紙2をご参照下さい。
 - (2) 最終事業年度(2022年3月期)の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
 - ① 完全子会社からの事業の譲受け
ウシオ電機は、ウシオ電機の完全子会社であるウシオライティング株式会社との間で、2022年3月31日付で事業譲渡契約を締結し、当該事業譲渡契約に基づき、同社のサーマルプロセス事業および血液分析用ハロゲン事業の

うち開発・販売機能を2022年4月1日付で譲受けました。これにより、ウシオ電機は2023年3月期において、のれん45億円を計上いたしました。

② 自己株式の取得

ウシオ電機は、2022年5月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得を決議し、当該決議に基づいて、2022年5月12日から2022年7月31日までの期間に、市場買付により自己株式を2,281,200株取得いたしました。取得価額は、合計3,884百万円です。

③ 剰余金の配当

ウシオ電機は、2022年6月30日付で、普通株式1株につき50円、総額6,041百万円の剰余金の配当を行いました。

6. 当会社の最終事業年度(2022年3月期)の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 不動産の譲渡

当会社は、国内の一般事業法人との間で、2022年5月20日付で不動産売買契約を締結し、当該不動産売買契約に基づき、同法人に対し当会社の所有する土地および建物(所在:神奈川県足柄群箱根町)(付随する固定資産を含みません。)を2022年5月20日付で譲渡いたしました。

(2) 事業の一部の譲渡

当会社は、国内の一般事業法人との間で、2022年6月3日付で事業譲渡契約を締結し、当該事業譲渡契約に基づき、同法人に対し当会社の運営する保険代理店事業を2022年7月1日付で譲渡いたしました。

7. 吸収合併が効力を生ずる日以後におけるウシオ電機の債務の履行の見込みに関する事項

2022年3月31日現在のウシオ電機の貸借対照表における資産の額は165,251百万円、負債の額は36,341百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。

また、2022年4月1日以降本日までの間、ウシオ電機の債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、効力発生日においてウシオ電機の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれております。

さらに、本合併の効力発生日以後において、本合併後のウシオ電機が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上より、本合併の効力発生日以後におけるウシオ電機の債務について、履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	62,527	流動負債	25,546
現金及び預金	15,221	買掛金	9,549
受取手形	1,938	関係会社短期借入金	3,060
売掛金	18,339	1年内返済予定の長期借入金	2,325
有価証券	598	未払金	3,008
商品及び製品	3,371	未払法人税等	2,058
仕掛品	12,463	契約負債	2,234
材料及び貯蔵品	4,965	賞与引当金	1,839
その他	6,269	製品保証引当金	382
貸倒引当金	△642	その他	1,088
固定資産	102,724	固定負債	10,794
有形固定資産	26,691	繰延税金負債	7,430
建物	10,694	退職給付引当金	2,352
機械及び装置	5,657	役員株式給付引当金	146
工具、器具及び備品	4,781	その他	865
土地	4,439	負債合計	36,341
その他	1,119	(純資産の部)	
無形固定資産	900	株主資本	107,121
投資その他の資産	75,132	資本金	19,556
投資有価証券	41,891	資本剰余金	28,248
関係会社株式	21,299	資本準備金	28,248
関係会社長期貸付金	5,168	利益剰余金	68,429
前払年金費用	6,051	利益準備金	2,638
その他	793	その他利益剰余金	65,791
貸倒引当金	△72	配当積立金	30
資産合計	165,251	別途積立金	22,350
		繰越利益剰余金	43,411
		自己株式	△9,112
		評価・換算差額等	21,789
		その他有価証券評価差額金	21,789
		純資産合計	128,910
		負債・純資産合計	165,251

株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金			自己株式	株 資 本 計	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金					
				利益準備金	配当積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	19,556	28,248	28,248	2,638	30	22,350	39,006	64,024	△9,135	102,693
当期変動額										
剰余金の配当							△3,141	△3,141		△3,141
当期純利益							7,546	7,546		7,546
自己株式の取得									△5	△5
自己株式の処分									28	28
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)										-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	4,405	4,405	22	4,427
当期末残高	19,556	28,248	28,248	2,638	30	22,350	43,411	68,429	△9,112	107,121

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	18,053	18,053	120,747
当期変動額			
剰余金の配当			△3,141
当期純利益			7,546
自己株式の取得			△5
自己株式の処分			28
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	3,735	3,735	3,735
当期変動額合計	3,735	3,735	8,163
当期末残高	21,789	21,789	128,910

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

①有価証券

- ・ 売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

- ・ 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

- ・ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

- ・ 投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書類を基礎とし、持分相当額を取り込む方法

②デリバティブ

時価法

③運用目的の金銭の信託

時価法

④棚卸資産

- ・ 商品及び製品・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- ・ 原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～50年
構築物	2～34年
機械及び装置	3～8年
車両運搬具	4～6年
工具、器具及び備品	2～15年

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

④役員株式給付引当金

当社は、役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。

⑤製品保証引当金

当社が納入した製品の無償修理費用等の将来の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

⑥受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌事業年度以降の損失見込額を引当計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

①製品の販売

ハロゲンランプ、放電ランプおよび固体光源においては、主に各種ランプの製造および販売を行っております。当該製品の販売については、顧客に製品それぞれを引渡した時に支配が移転すると判断しているため、引渡し時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品または製品の国内の販売において、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

UV装置および光学装置その他においては、主に各種露光装置の製造および販売を行っております。当該製品の販売については、顧客との契約に基づき据付作業を伴う製品については、据付作業無しでは顧客が便益を享受することが困難なことから、製品と据付作業を一体の履行義務として識別しております。このような場合においては、顧客が製品の検収等による合意された性能確認を完了した時に資産の支配が顧客に移転するため、当該時点で収益を認識しております。また、一部の据付作業を伴わない製品については、顧客に製品それぞれを引渡した時に支配が移転すると判断しているため、引渡し時点で収益を認識しております。

②保守メンテナンスサービスの提供

UV装置および光学装置その他においては、販売した製品に対して別途の契約に基づく保守メンテナンスサービスを提供しております。保守メンテナンスサービスは、主に保守品の交換を含めた製品の安定稼働を保証するものであります。履行義務の識別について、主に時の経過にわたり履行義務が充足される契約に関しては契約期間に応じて収益を認識しております。また、光学装置その他の一部の製品においては、製品の稼働率に応じた変動対価が含まれております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

当事業年度の期首の繰越利益剰余金と、当事業年度の損益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「その他」は、当事業年度より「流動負債」の「契約負債」および「その他」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、その他有価証券のうち時価のある株式については、従来、期末決算日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法を採用しておりましたが、当事業年度より、期末決算日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

(退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理年数の変更)

退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理年数について、従来、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)で費用処理しておりましたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当事業年度より費用処理年数を12年に変更しております。

この変更により、当事業年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ520百万円減少しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	38,081百万円
(2) 有形固定資産の国庫補助金による圧縮記帳累計額	115百万円
(3) 保証債務等	
以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証書を差し入れております。	
CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS, INC.	7,344百万円
(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
短期金銭債権	13,541百万円
短期金銭債務	1,495百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	31,869百万円
仕入高	8,673百万円
その他の営業取引	2,661百万円
営業取引以外の取引による取引高	1,771百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,424千株	2千株	17千株	6,409千株

- (注) 1. 当事業年度末の自己株式には、役員向け株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式234千株が含まれております。
2. 自己株式の数の増加2千株は、単元未満株式の買い取りによる増加であります。
3. 自己株式の数の減少17千株は、役員向け株式報酬制度に係る信託から対象者への株式給付による減少であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、退職給付引当金、研究開発費、賞与引当金、棚卸資産評価損であり、繰延税金負債の発生は、その他有価証券評価差額金、前払年金費用であります。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器および製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 または 出資金	事業の内容 または職業	議決権 等の所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	㈱アドテックエンジニアリング	東京都港区	百万円 1,661	光学装置事業	直接 100.0%	兼任4名 (うち当社従業員2名)	当社製品および商品の仕入先	資金の貸付 (注)1	3,450	長期貸付金	3,700
子会社	USHIO AMERICA HOLDINGS, INC.	California, U.S.A.	US\$ 1,428	その他事業	直接 100.0%	兼任3名 (うち当社従業員1名)	資金の貸付	資金の回収 (注)1	813	短期貸付金 長期貸付金	734 1,468
子会社	CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS, INC.	California, U.S.A.	US\$ 625	光源事業 映像装置事業	間接 100.0%	兼任2名 (うち当社従業員0名)	債務保証等	債務保証等 (注)2	7,344	-	-
子会社	USHIO INTERNATIONAL B.V.	Oude Meer, The Netherlands	千US\$ 8,602	その他事業	直接 100.0%	兼任3名 (うち当社従業員2名)	資金の借入	資金の返済 (注)1	-	短期借入金	3,060
子会社	USHIO SHANGHAI, INC.	Shanghai, China	千CNY 1,655	光源事業 光学装置事業	間接 100.0%	兼任3名 (うち当社従業員3名)	当社製品および商品の販売先・仕入先 設備の貸与	当社製品および商品の販売 (注)3	8,732	売掛金	1,954

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付および借入については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引金額は純額で表示しております。

2. 当社は連結子会社の銀行借入に対して債務保証書を差し入れております。

3. 当社製品および商品の販売については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

①製品の販売

ハロゲンランプ、放電ランプおよび固体光源においては、主に各種ランプの製造および販売を行っております。当該製品の販売については、顧客に製品それぞれを引渡した時に支配が移転すると判断しているため、引渡し時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品または製品の国内の販売において、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、取引の対価は、製品の引渡し後、概ね4ヵ月以内に受領しております。

UV装置および光学装置その他においては、主に各種露光装置の製造および販売を行っております。当該製品の販売については、顧客との契約に基づき据付作業を伴う製品については、据付作業無しでは顧客が便益を享受することが困難なことから、製品と据付作業を一体の履行義務として識別しております。このような場合においては、顧客が製品の検収等による合意された性能確認を完了した時に資産の支配が顧客に移転するため、当該時点で収益を認識しております。また、一部の据付作業を伴わない製品については、顧客に製品それぞれを引渡した時に支配が移転すると判断しているため、引渡し時点で収益を認識しております。また、取引の対価は、主に契約上の入金条件に従い、段階的に受領しております。

②保守メンテナンスサービスの提供

UV装置および光学装置その他においては、販売した製品に対して別途の契約に基づく保守メンテナンスサービスを提供しております。保守メンテナンスサービスは、主に保守品の交換を含めた製品の安定稼働を保証するものであります。履行義務の識別について、主に時の経過にわたり履行義務が充足される契約に関しては契約期間に応じて収益を認識しております。なお、光学装置その他の一部の製品においては、製品の稼働率に応じた変動対価が含まれております。また、取引の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,069円00銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 62円58銭 |

- (注) 1. 「1株当たり純資産額」の算定上、株主資本において自己株式として計上されている役員向け株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当事業年度234千株）。
2. 「1株当たり当期純利益」の算定上、株主資本において自己株式として計上されている役員向け株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度238千株）。

12. 重要な後発事象に関する注記

共通支配下の取引

当社は、当社の連結子会社であるウシオライティング株式会社の運営する事業の一部を譲り受けることを決定し、2022年4月1日付で当該事業の譲受を行っております。

(1) 企業結合の概要

①事業譲渡会社の名称およびその事業の内容

事業譲渡会社の名称 ウシオライティング株式会社

譲渡事業の内容 サーマルプロセス事業および血液分析用ハロゲン事業のうち開発・販売機能

②事業譲受日

2022年4月1日

③企業結合の法的形式

当社を事業譲受会社とし、ウシオライティング株式会社を事業譲渡会社とする金銭を対価とした事業譲受

④事業譲受の目的

サーマルプロセス事業および血液分析用ハロゲン事業における開発・販売体制を集約することにより、更なる収益拡大を図るため。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。なお、これにより、翌事業年度においてのれん45億円を計上する予定であります。

自己株式の取得

当社は、2022年5月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得について、以下のとおり決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上と機動的な資本政策の遂行を可能とするため

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|-------------|------------------------|
| ・取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| ・取得しうる株式の総数 | 300万株（上限） |
| ・株式の取得価額の総額 | 50億円（上限） |
| ・取得期間 | 2022年5月12日～2022年12月23日 |
| ・取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染再拡大の動きに影響を受けつつも、先進国を中心にワクチン接種が普及し、経済活動の再開が進んだ結果、全体としては景気持ち直しの動きが継続しました。一方で、世界的な半導体等の部材不足、原材料価格の上昇およびサプライチェーンの混乱の影響に加え、ロシア・ウクライナ情勢、またその影響等によりエネルギー・原材料価格がさらに上昇するなど、引き続き先行き不透明な状況が続いています。

このような経済環境のもと、当社グループの事業環境について概観いたしますと、映像関連市場において、新型コロナウイルスの変異株による感染再拡大の影響等を受けながらも、世界全般で映画館の営業再開や稼働の改善が進みました。また、半導体・電子デバイス・プリント基板市場においては、5Gの実用化やIoT・AIの活用進展により需要が好調であったほか、フラットパネルディスプレイ市場ではモバイルやモニター向けなど液晶パネルの生産稼働が高水準で推移しました。

その結果、当連結会計年度における売上高は前年度比25.5%増の1千488億2千1百万円、営業利益は130億6千8百万円（前年度は営業利益7億6千4百万円）、経常利益は前年度比346.0%増の151億9千5百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は126億6百万円(前年度は親会社株主に帰属する当期純損失6億8千7百万円)となりました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

セグメントの業績は、次のとおりであります。

【光源事業】

〔放電ランプ〕

露光用UVランプについては、半導体・電子デバイス向けで、5Gの実用化やIoT・AIでの活用進展などを背景に販売が好調に推移しました。また、フラットパネルディスプレイ向けは、モバイルやモニター向けなどの液晶パネル需要が堅調で、生産設備の稼働が高水準で推移したことから、販売が増加しました。加えて、液晶パネルの製造工程で使用される当社製光学装置の稼働が高水準で推移したことから、関連する光学機器用ランプの販売が増加しました。シネマプロジェクター用クセノンランプについては、各国で新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種普及等を背景とした経済活動再開に伴い、映画館の営業再開や稼働の回復が進んだことから、販売が増加しました。

〔ハロゲンランプ〕

OA用ハロゲンランプについては、前年度に新型コロナウイルス感染症の影響を受けたOA機器の需要は回復傾向にあるものの、セットメーカーにおける部材不足問題等の影響を受け、販売は前年度比で同水準となりました。また、半導体市場活況の動きに伴い、半導体製造工程で使用される熱処理用ランプの販売が増加しました。

以上の結果、光源事業の売上高は578億2千万円（前年度比26.2%増）、セグメント利益は82億8千8百万円（前年度比156.4%増）を計上いたしました。

【光学装置事業】

半導体・電子デバイス・プリント基板市場においては、5Gの実用化やIoT・AI進展に伴うデータセンター向けサーバー需要の高まりなどを背景に、最先端ICパッケージやプリント基板の需要増加および技術進化に関わる最先端ICパッケージ基板向け分割投影露光装置およびプリント基板向け直描式露光装置の販売が増加しました。また、半導体露光プロセスにおいて最先端のEUVリソグラフィを用いた半導体製造工程の導入が拡大したことから、EUVリソグラフィマスク検査用EUV光源の販売が増加しました。フラットパネルディスプレイ市場においては、液晶パネル向けの投資が継続し、関連する製造装置の販売が増加しました。

以上の結果、光学装置事業の売上高は484億1千万円（前年度比24.0%増）、セグメント利益は46億2千万円（前年度比446.2%増）を計上いたしました。

【映像装置事業】

シネマ分野では、前年度に新型コロナウイルス感染症拡大の影響から全世界の多くの映画館が休止したものの、中国や欧米を中心に経済活動再開と共に、映画館の営業再開や稼働の回復が進み、設備投資需要も回復傾向にあることから、デジタルシネマプロジェクターの販売が増加しました。また、一般映像分野においても、商業施設やアミューズメントパーク、イベント等の再開の動きなどから需要回復が進み、一般映像関連製品の販売が増加しました。

以上の結果、映像装置事業の売上高は391億8千万円（前年度比26.1%増）、セグメント損失は5千3百万円（前年度はセグメント損失34億9千1百万円）を計上いたしました。

【その他事業】

前年度に新型コロナウイルス感染症の影響を受け投資が低調であった各種成型機などで投資が回復し、販売が増加しました。

以上の結果、売上高は34億8千6百万円（前年度比26.2%増）、セグメント利益は1億1千2百万円（前年度比98.6%増）を計上いたしました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、当社グループの国内および海外の主力工場において生産設備等の増強を行った結果、73億7千8百万円の投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中は、金融機関からの新規の資金調達は実施しておりません。

(4) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

区 分	第56期	第57期	第58期	第59期
	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	(当連結会計年度) 2022年3月期
売上高(百万円)	165,138	159,009	118,558	148,821
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	11,326	8,967	△687	12,606
1株当たり当期純利益または1株当たり(円)当期純損失(△)	88.85	73.25	△5.70	104.54
総資産(百万円)	306,628	274,904	290,275	321,096
純資産(百万円)	213,254	200,705	211,180	235,202

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 対処すべき課題

当社グループにおきましては、既存事業において関連市場の多くが成熟期を迎えていることに加え、収益の源泉である光源事業において、映像関連分野を中心に従来のランプに代わる固体光源化技術の進展に伴い、ランプのリプレイス(消耗品)需要が減少傾向にあります。このような状況下、既存市場において高い競争優位性を維持していくことや固定費の削減および生産性を向上させること、また、既存技術および製品の応用展開を含む新規事業創出を加速させることなどから収益構造の転換を図ることで、再び利益率の水準を上昇トレンドに転換し、中長期的な持続的成長を成し遂げていくことが課題となっております。

これらの課題に対処すべく、従来の「自立」した個別最適を追求する連峰経営から、「連帯」を強めた連峰経営へシフトチェンジすることで、全体パフォーマンスの最適化を推進していきます。特に既存事業においては、多様化するマーケットニーズに対応した競争力のある製品のラインナップ充実や徹底したコスト管理に加え、品質・生産性の向上や国内外での生産・販売拠点の統廃合などを通じた抜本的な構造改革を引き続き実行することで、収益性を改善させ、持続的に利益率を向上させていくことができる体質へ改善してまいります。また、2030年に向けた当社グループのミッションを、“あかり・エネルギーとしての光の利用を進め、人々の幸せと社会の発展を支える”とし、ビジョンとして“「光」のソリューションカンパニーへ”と定め、グループ全体で統一目標を指向し、今後の成長ストーリーと事業の優先順位を明確にするなど、掲げた目標

達成に向けて各施策を明確にし、着実に実行してまいります。また、オープンイノベーションの活用による新規市場への参入や提案型ソリューションビジネスを拡大させ、世界のマーケットへ向けて高付加価値な新たな光源および装置の創出・拡大を図ってまいります。これらにより既存事業の収益性向上および新規事業創出のスピードを加速させることで、持続的に成長させる構造へシフトチェンジしていくことができると考えています。

また、強固な財務基盤を背景に、事業投資（M&Aや企業提携）にも積極的に取り組み、機動力ある事業の発展および収益性の向上を図りながら、株主還元との適正な資産配分を引き続き検討してまいります。

さらに、当社グループをあげてESG経営の強化に取り組んでいくことで、省エネルギー・省資源、廃棄物削減・リサイクル化等、持続的環境負荷低減に積極的に取り組むほか、コーポレートガバナンス、コンプライアンス体制強化による内部統制システムの充実、BCPなどリスク管理体制の整備による安定した事業継続にも引き続き取り組むことにより、あらゆるステークホルダーからの信頼にお応えできるよう努めてまいります。

(6) 主要な事業内容

当社グループの事業は、光源および電気機器の製造販売ならびにこれに附帯する業務であり、大別すると光源事業、光学装置事業、映像装置事業およびその他事業から成っております。

(7) 主要な営業所および工場

①当社の主要拠点

会社名	名称	所在地
ウシオ電機(株)	本社	東京都千代田区
	播磨事業所	兵庫県姫路市
	御殿場事業所	静岡県御殿場市
	横浜事業所	神奈川県横浜市
	京都事業所	京都府京都市
	大阪支店	大阪府大阪市

②子会社の主要拠点

会社名	名称	所在地
ウシオライティング(株)	東京本社	東京都中央区
	福崎事業所	兵庫県神崎郡
(株)アドテックエンジニアリング	本社	東京都港区
	長岡工場	新潟県長岡市
USHIO AMERICA, INC.	本社	California, U.S.A.
CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS USA, INC.	本社	California, U.S.A.
CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS CANADA INC.	本社	Ontario, Canada
USHIO HONG KONG LTD.	本社	Kowloon, Hong Kong
USHIO SHANGHAI, INC.	本社	Shanghai, China
USHIO KOREA, INC.	本社	Seoul, Korea
USHIO TAIWAN, INC.	本社	Taipei, Taiwan
CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS (SHANGHAI) CO., LTD.	本社	Shanghai, China

(8) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
光源事業	3,027名	223名増
光学装置事業	1,099	5名減
映像装置事業	1,095	82名増
その他事業	23	16名減
全社（共通）	98	5名増
合計	5,342	289名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 光源事業の従業員数が前年度末と比べて223名増加しておりますが、その主な理由は、シネマプロジェクター用クセノンランプの生産増加に伴う人員増加によるものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,697名	10名減	45.0歳	20.0年

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）で記載しております。

(9) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ウシオライティング(株)	100百万円	100.0% (100.0%)	電 気 機 器 の 製 造 販 売
(株)アドテックエンジニアリング	1,661百万円	100.0%	電 気 機 器 の 製 造 販 売
USHIO AMERICA, INC.	68,109千U S \$	100.0% (100.0%)	電 気 機 器 の 製 造 販 売
CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS USA, INC.	10,010千U S \$	100.0% (100.0%)	電 気 機 器 の 製 造 販 売
CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS CANADA INC.	1千C \$	100.0% (100.0%)	電 気 機 器 の 製 造 販 売
USHIO HONG KONG LTD.	58,700千H K \$	100.0% (100.0%)	電 気 機 器 の 販 売
USHIO SHANGHAI, INC.	1,655千C N Y	100.0% (100.0%)	電 気 機 器 の 販 売
USHIO KOREA, INC.	500,000千W	100.0%	電 気 機 器 の 販 売
USHIO TAIWAN, INC.	237,800千N T \$	100.0% (100.0%)	電 気 機 器 の 販 売
CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS (SHANGHAI) CO., LTD.	1,655千C N Y	100.0% (100.0%)	電 気 機 器 の 販 売

(注) 当社の出資比率欄の()内は、当社子会社が保有する出資比率を内数で表示しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	8,142百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	7,344百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,100百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 127,000,000株 (自己株式6,175,833株含む。)
 (3) 株主数 16,712名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	19,178,900株	15.87%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	6,368,600	5.27
株式会社りそな銀行	6,031,709	4.99
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	4,274,921	3.53
株式会社三菱UFJ銀行	4,248,022	3.51
ビービーエイチルクスファイデリティファウンズ グローバルテクノロジープール	3,396,100	2.81
牛尾治朗	2,665,414	2.20
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	2,541,518	2.10
朝日生命保険相互会社	2,450,000	2.02
公益財団法人ウシオ財団	2,400,000	1.98

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が6,175,833株あります。なお、自己株式 (6,175,833株) には、役員向け株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式 (234,000株) を含んでおりません。
 2. 持株比率は、自己株式 (6,175,833株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	12,100株	1名
社外取締役 (監査等委員を除く)	-株	-名
取締役 (監査等委員)	-株	-名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3.(2)取締役の報酬等」に記載しております。
 2. 上記は、退任した取締役に対して交付された株式も含めて記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 執行役員社長	内 藤 宏 治	
代表取締役 専務執行役員	川 村 直 樹	事業統括本部長 事業統括本部システムソリューション事業部長 事業統括本部インキュベーションセンター長
取締 役 グループ上級執行役員	神 山 和 久	CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS, INC. 取締役社長 CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS USA, INC. 取締役会長 CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS CANADA INC. 取締役会長
※取締 役 上級執行役員	朝 日 崇 文	経営統括本部長
取締 役	原 良 也	(株)大和証券グループ本社名誉顧問 (一社)日本取締役協会副会長
取締 役	金 丸 恭 文	フューチャー(株)代表取締役会長兼社長グループCEO フューチャーアーキテクト(株)取締役会長 (公財)NIRA総合研究開発機構代表理事会長
取締 役	橘・フクシマ・咲江	G&Sグローバル・アドバイザーズ(株)代表取締役社長 コニカミノルタ(株)社外取締役 九州電力(株)社外取締役
取締 役	佐 々 木 豊 成	(一社)生命保険協会代表理事副会長
取締 役 (常勤監査等委員)	小 林 敦 之	
取締 役 (監査等委員)	杉 原 麗	弁護士 霞総合法律事務所パートナー弁護士 立川プラインド工業(株)社外監査役
取締 役 (監査等委員)	須 永 明 美	公認会計士 税理士 須永公認会計士事務所所長 (株)丸の内ビジネスコンサルティング代表取締役社長 税理士法人丸の内ビジネスコンサルティング代表社員 丸の内監査法人統括代表社員 養命酒製造(株)社外取締役 (監査等委員) プリマハム(株)社外監査役

- (注) 1. ※印の取締役は、2021年6月29日開催の第58期定時株主総会で新たに選任されました。
2. 取締役 牛尾志朗は、2021年6月29日開催の第58期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
3. 取締役 金丸恭文は、2022年3月23日付で兼職先であるフューチャーアーキテクト(株)の代表取締役会長を退任し、同日付で同社の取締役会長に就任いたしました。
4. 取締役（監査等委員） 須永明美は、2021年6月29日開催のプリマハム(株)の定時株主総会において、同社の社外監査役に選任されました。
5. 取締役（監査等委員） 小林敦之は、当社における財務責任者としての経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているものであります。
6. 取締役（監査等委員） 須永明美は、公認会計士および税理士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しているものであります。
7. 情報収集の充実を図り、内部監査部門との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、取締役（監査等委員） 小林敦之を常勤の監査等委員として選定しております。
8. 取締役 原良也、金丸恭文、橘・フクシマ・咲江および佐々木豊成は社外取締役であり、ならびに取締役（監査等委員） 杉原麗および須永明美は社外取締役（監査等委員）であり、(株)東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であります。
9. 当社と取締役 原良也、金丸恭文、橘・フクシマ・咲江および佐々木豊成ならびに取締役（監査等委員） 杉原麗および須永明美は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。
10. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社および当社の子会社のすべての取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者がその業務につき行った行為を理由に損害賠償請求を受けた場合における損害賠償金および争訟費用を填補することとしております（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当する場合を除く）。

(2) 取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年6月29日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。なお、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(ア) 報酬に関する基本方針

当社の取締役の報酬の基本方針は、次のとおりとする。

- ・「2030年に向けたMission&Vision」ならびに2020年からの「中期経営計画」の実現に向けたモチベーションになるものとする
- ・継続的かつ中長期的な業績向上と企業価値の拡大につながるものとする
- ・会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性が高いものとする
- ・外部調査機関による調査に基づく同業種および同規模等の報酬水準と比較して妥当なものとする
- ・ステークホルダーの信頼と支持が得られるよう、公正性・妥当性を確保したプロセスで決定すること

この基本方針に基づき、社外取締役を除く取締役の報酬は、固定金銭報酬ならびに業績に連動した金銭報酬および業績に連動した株式報酬により構成する。社外取締役の報酬は、固定金銭報酬のみにより構成する。

(イ) 業績連動報酬等に関する方針

業績連動の金銭報酬は、基本方針に基づき、前1連結会計年度の役位および業績評価（連結業績評価および担当部門別業績評価）により決定する。連結業績評価は、ROEおよび連結営業利益率を、担当部門別業績評価は、事業計画達成率（担当部門の営業利益率）を、それぞれ評価指標とし、役位に応じて設定される基準額に、評価指標ごとの評価に応じて設定される係数を乗じた額を支給する。ROEおよび連結営業利益率の係数は0～2.5とし、事業計画達成率（担当部門の営業利益率）の係数は0～2とする。

(ウ) 非金銭報酬等に関する方針

2015年6月26日開催の定時株主総会および2016年6月29日開催の定時株主総会の決議により、役員向け株式報酬制度を導入している。(当社は、2018年6月28日開催の取締役会および2021年6月29日開催の取締役会での決議により対象期間を2024年3月31日で終了する事業年度までとして当該制度の延長を行うこととしている。)

この業績連動の株式報酬は、基本方針に基づき、前1連結会計年度における役位ならびに業績達成度に応じて、取締役に対して信託を通じて株式が付与されるものである。業績達成度は、ROEおよび事業計画達成率(連結営業利益)を評価指標とし、役位ごとに設定される基準株式数に、評価指標の評価に応じて設定される係数を乗じた株式ポイントを付与する。係数は、0~2とする。

(I) 報酬等の割合に関する方針

社外取締役を除く取締役において、役位に応じて設定される固定金銭報酬、業績連動の金銭報酬の基準額および業績連動の株式報酬の基準株式数の報酬全体に占める割合は、以下のとおりとする。

報酬等の種類	報酬全体に占める割合 (%)
固定金銭報酬	50~57
業績連動の金銭報酬の基準額	27~30
業績連動の株式報酬の基準株式数 (信託への拠出時の金銭価値にて換算)	13~23

(オ) 報酬等の付与時期や条件に関する方針

業績連動の金銭報酬は、固定金銭報酬と併せて、翌年度に月例定額報酬として支給する。

業績連動の株式報酬は、毎年5月末日に株式ポイントを付与し、退任時に、在任期間中に付与された累計ポイント数に1ポイントあたり1株を乗じて得られる数の株式を交付する。

(カ) 報酬等の決定の委任に関する事項

当社は、取締役の報酬の決定について公正性および妥当性を確保することを目的として、委員長および委員の半数以上を社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置する。指名・報酬諮問委員会は、取締役会または代表取締役の諮問に応じ、取締役の報酬の体系および水準ならびに個々の取締役の業績評価に関する答申を行う。

個々の取締役の固定金銭報酬および業績連動の金銭報酬については、取締役会からの委任に基づき指名・報酬諮問委員会が個々の取締役の業績評価を行ったうえで決定する。

株式報酬については、取締役会の決議により制定された役員向け株式交付規程に基づき、取締役の退任後に個人別に付与されたポイント数の累計ポイントに応じて給付される。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第53期定時株主総会において年額540百万円以内（うち社外取締役分は84百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、9名（うち社外取締役は5名）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2016年6月29日開催の第53期定時株主総会において、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載の役員向け株式報酬制度に基づく株式報酬として、3事業年度（当初は2016年3月31日で終了した事業年度から2018年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度）を対象期間として株式交付信託に拠出する金銭の上限を620百万円、対象期間ごとに当該信託が取得する当社株数の上限を330,000株、対象者に対して付与されるポイントの上限を1年あたり110,000ポイントとすることを決議しております。当該株式報酬の対象者は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員（国内非居住者である者を除く。）であり、当該株主総会終結時点の対象者の員数は、取締役4名、執行役員11名です。なお、2018年6月28日開催の取締役会および2021年6月29日開催の取締役会での決議により、対象期間を2024年3月31日で終了する事業年度までとして当該制度の延長を行うこととしております。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第53期定時株主総会において年額84百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。

③当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬 (金銭)	業績連動報酬 (金銭)	業績連動報酬 (株式)	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	218 (40)	131 (40)	22 (-)	64 (-)	9 (4)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	44 (20)	44 (20)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外取締役)	262 (60)	175 (60)	22 (-)	64 (-)	12 (6)

- (注) 1. 業績連動報酬 (株式) は、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。
2. 社外取締役および監査等委員である取締役を除く取締役の報酬は、固定金銭報酬ならびに業績に連動した金銭報酬および株式報酬により構成しております。社外取締役および監査等委員である取締役の報酬は、固定金銭報酬のみにより構成しております。
3. 業績連動の金銭報酬は、取締役の報酬と業績との連動性をより明確にし、業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、前1連結会計年度の役位および業績評価 (連結業績評価および担当部門別業績評価) により決定するものとし、連結業績評価は、ROE および連結営業利益率を、担当部門別業績評価は、事業計画達成率 (担当部門の営業利益率) を、それぞれ評価指標としております。当事業年度において支給された業績連動の金銭報酬は、固定金銭報酬と併せて、翌年度の月例定額報酬として支給するため、当該評価指標の実績は、前連結会計年度におけるROE Δ 0.3%、連結営業利益率0.6%であります。なお、業績連動の金銭報酬の算定方法は、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりです。
4. 非金銭報酬等である業績連動の株式報酬として、当社株式を交付する「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載の役員向け株式報酬制度を導入しております。この株式報酬は、取締役の報酬と業績との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、前1連結会計年度における役位ならびに業績達成度により決定するものとし、業績達成度は、ROE および事業計画達成率 (連結営業利益) を評価指標としております。当該評価指標の実績は、当連結会計年度のROE 5.7%、事業計画達成率261.4% (連結営業利益130億6千8百万円) であります。なお、業績連動の株式報酬の算定方法は、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりです。また、当事業年度における株式の交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

5. 当事業年度における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の具体的な金銭報酬の額については、その決定について公正性および妥当性を確保することを目的として、取締役会による委任に基づき、委員長および委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会が決定しております。当該委任に基づく決定は、指名・報酬諮問委員会における報酬の体系および水準ならびに個々の取締役の業績貢献度評価についての審議を経て行われるものであることから、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に沿うものであると判断しております。なお、当事業年度における指名・報酬諮問委員会の構成員は、次のとおりであります。

- ・橘・フクシマ・咲江 社外取締役（委員長）
- ・原 良也 社外取締役
- ・金丸 恭文 社外取締役
- ・杉原 麗 社外取締役
- ・内藤 宏治 代表取締役社長

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	原 良 也	(株)大和証券グループ本社名誉顧問 (一社)日本取締役協会副会長
取 締 役	金 丸 恭 文	フューチャー(株)代表取締役会長兼社長グループCEO フューチャーアーキテクト(株)取締役会長 (公財)NIRA総合研究開発機構代表理事会長
取 締 役	橘・フクシマ・咲江	G&Sグローバル・アドバイザーズ(株)代表取締役社長 コニカミノルタ(株)社外取締役 九州電力(株)社外取締役
取 締 役	佐々木豊成	(一社)生命保険協会代表理事副会長
取 締 役 (監査等委員)	杉 原 麗	弁護士 霞綜合法律事務所パートナー弁護士 立川ブラインド工業(株)社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	須 永 明 美	公認会計士 税理士 須永公認会計士事務所所長 (株)丸の内ビジネスコンサルティング代表取締役社長 税理士法人丸の内ビジネスコンサルティング代表社員 丸の内監査法人統括代表社員 養命酒製造(株)社外取締役(監査等委員) プリマハム(株)社外監査役

(注) 上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

②当事業年度における主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況 お よ び 期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	原 良 也	<p>当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に出席いたしました。証券会社における経営者としての豊富な経験と資本市場に関する深い知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会11回のうち11回に出席し、取締役等の報酬の体系および水準、取締役等の指名に関し、その公正性・妥当性を確保するための必要な発言を行っております。</p>
取 締 役	金 丸 恭 文	<p>当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に出席いたしました。情報通信およびITコンサルティング会社の経営者としての豊富な経験と深い知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会11回のうち11回に出席し、取締役等の報酬の体系および水準、取締役等の指名に関し、その公正性・妥当性を確保するための必要な発言を行っております。</p>
取 締 役	橘・フクシマ・咲江	<p>当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に出席いたしました。グローバルな視野を持つ人材に関する高い見識および国際的な企業経営に関する豊富な知識・経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度開催の委員会11回のうち11回に出席し、取締役等の報酬の体系および水準、取締役等の指名に関し、その公正性・妥当性を確保するための必要な発言を行っております。</p>
取 締 役	佐 々 木 豊 成	<p>当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に出席いたしました。自由貿易の推進などグローバルな事業展開に関する豊富な経験と深い知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p>

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況 お よ び 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
取 締 役 (監 査 等 委 員)	杉 原 麗	<p>当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に出席いたしました。企業法務を専門とする弁護士としての専門知識および経営に関する高い監督能力から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>当事業年度開催の監査等委員会13回のうち13回に出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。</p> <p>指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会11回のうち11回に出席し、取締役等の報酬の体系および水準、取締役等の指名に関し、その公正性・妥当性を確保するための必要な発言を行っております。</p>
取 締 役 (監 査 等 委 員)	須 永 明 美	<p>当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に出席いたしました。公認会計士および税理士として財務・会計・税務に関する専門知識および経営に関する高い見識と監督能力から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>当事業年度開催の監査等委員会13回のうち13回に出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。</p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	87百万円
②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	102百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、USHIO HONG KONG LTD.、USHIO SHANGHAI, INC.、USHIO KOREA, INC.、USHIO TAIWAN, INC.、CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS (SHANGHAI)CO., LTD.は当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」をふまえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査等委員会は、会計監査人が適切に職務遂行することが困難となる等、解任または不再任が必要と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、または監督官庁から監督業務停止処分を受ける等して、会社法第340条第1項各号に該当する場合には、監査等委員会は、当該会計監査人の解任について、従前の監査状況や当該会計監査人との面談等に基づき検証を行い、解任が相当と判断した場合には、監査等委員全員の同意に基づき、当該会計監査人を解任いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社が、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は次のとおりであります。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、全社員が法令、定款および当社の企業理念を遵守した行動をとるための、行動指針を定める。また、その徹底を図るためコンプライアンス担当部門を設けることとし、内部監査部門はコンプライアンス担当部門と連携の上、状況を監査し、適宜取締役会および監査等委員会に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、別途定める社内諸規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存、管理する。また、取締役はこれらの文書等を常時閲覧することができるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスク管理規程においてコンプライアンス、環境、品質、財務、法務、災害、情報および輸出管理等のリスクの種類毎に責任部門を定め、各責任部門において規則やガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成や配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役または執行役員を定める。また、リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、担当取締役ないしは執行役員は速やかに取締役会に報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、重要な業務執行の一部の決定を業務執行を担う取締役へ委任することにより意思決定の迅速化を推進するとともに、執行役員制度により確実かつ迅速な業務の執行体制を構築する。また、情報技術（IT）を活用し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を行うことで、目標達成の精度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ①当社グループにおいても当社と共通の企業理念および行動指針を定め、グループ全社にコンプライアンス意識の醸成を図る。また、グループ各社において、規模や業態等に応じて、コンプライアンス担当や内部監査担当を配置し、当社のコンプライアンス担当部門や内部監査部門と連携する。
 - ②当社グループは、グループ経営協議会や個別定例会議を開催し情報の共有化を図る。また、当社はグループ各社から月例報告により定期的に報告を受けるとともに、重要事項については事前協議を行う。
 - ③当社におけるリスクの種類毎に定める責任部門が、グループ各社の関連部署と連携することにより統括的に当社グループのリスク管理を行う。
 - ④当社グループにおける中長期の目標を共有するとともに、グループ各社の目標値を年度予算として策定し、それらに基づく業績管理を行う。また、当社からグループ各社に取締役および監査役を必要に応じて派遣する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

- ①当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の設置方法、人数、資質等について監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の職務の遂行に必要となる取締役および使用人を置くものとする。また、当該取締役および使用人の業務評価および人事評価については、監査等委員会の意見を尊重し決定する。
- ②監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人は、監査等委員会の職務の補助業務の遂行においては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、監査等委員会の職務の補助業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力する。

(7) 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する事項

- ①当社の取締役または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社グループ全体に著しい影響を及ぼすおそれのある事項、毎月の経営状況として重要な事項、内部監査の実施状況等を適宜報告する。
- ②当社は、当社グループの取締役、監査役および使用人が当社の監査等委員もしくは自己の会社の監査役への報告、または内部通報制度等により外部の窓口への報告をすることができる体制を、規模や所在地等に応じて確保する。
- ③当社は、監査等委員会への報告または内部通報制度等による報告をしたことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益な取扱いをしないことを社内規程において明示する。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、会計監査人および内部監査部門との間で定期的な意見交換を実施する。また、監査等委員会に対し、経理担当部門が主体となり監査が実効的に行われるための補助を行う。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、「社会の秩序や安全に悪影響を与える反社会的団体やグループ、人物などと関わりを持たない」ことをすべての取締役および使用人が守るべき基本的な行動規範を定めた行動指針において宣言している。また、法務部門を統括部門とし、情報の集約化を図るとともに、地元警察署や関連団体との連携を図り、反社会的勢力に関する情報収集に努めている。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

コンプライアンス体制

当社グループでは、法令および企業理念を遵守した行動をとるための共通の行動指針を定めております。コンプライアンス担当部門を主導として、コンプライアンスの啓蒙キャンペーンや集合研修等の施策を実施することにより継続的にコンプライアンス意識の醸成を図っております。

リスク管理体制

当社は、リスク管理規程を定めリスクの種類毎に各責任部門により規則やガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成や配布等を行っております。災害リスクに対しては、事業継続計画（BCP）を策定しリスク対応体制を確立しております。当事業年度においては、事業継続計画（BCP）の検証・改善・定着を目的として模擬訓練等を実施しております。

効率的な職務執行体制

当社は、重要な業務執行の一部の決定を業務執行を担う取締役へ委任することにより意思決定の迅速化を推進するとともに、執行役員制度により確実かつ迅速な業務の執行体制を構築しております。当事業年度においては、取締役会を11回、コーポレート戦略会議を26回開催し、重要な意思決定を行うとともに業務執行の監督の実効性を確保しております。また、グループ経営協議会やグループ各社との定例会を開催するとともに、個別の報告を受けることによりグループ各社の業績管理等を行っております。

監査等委員会の監査体制

2016年6月の監査等委員会設置会社移行以降、監査等委員は、取締役として取締役会の決議に加わるとともに、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、常勤監査等委員が業務執行に係る重要な会議に出席したほか、稟議等の業務執行に係る重要な文書を閲覧いたしました。当事業年度においては、監査等委員会を13回開催し、取締役、執行役員および使用人等の業務執行の監査、内部監査部門との定期的な情報共有や意見交換ならびに会計監査人との意見交換を実施することにより監査の実効性を確保しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

ウシオ電機株式会社
取締役会 御中

2022年5月24日

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 北本 佳永子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須山 誠一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウシオ電機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

(1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社および主要な事業所ならびに子会社の主要な拠点において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

ウシオ電機株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 小林 敦之 ㊟

監査等委員 杉原 麗 ㊟

監査等委員 須永 明美 ㊟

(注) 監査等委員 杉原麗および須永明美は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類（変更）
（吸収合併に係る事前開示事項）

2022 年 9 月 1 日

株式会社ユーアイエス

当社は、2022年8月2日付で、ウシオ電機株式会社を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併に係る、会社法第782条第1項及び会社法施行規則182条の定めに基づく事前開示事項を記載した書面（以下「本事前開示書面」といいます。）の備置を開始しておりますが、本事前開示書面の内容の一部に変更（追加）すべき事項がありましたので、下記の項目につき、変更後の事項を開示いたします。

なお、項目番号は本事前開示書面の項目番号と対応しており、変更箇所は下線で表示しております。

2022年9月1日

神奈川県横浜市青葉区元石川町6409番地
株式会社ユーアイエス
代表取締役社長 朝香 裕一

記

5. ウシオ電機についての次に掲げる事項

(2) 最終事業年度(2022年3月期)の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

② 自己株式の取得

ウシオ電機は、2022年5月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得を決議し、当該決議に基づいて、2022年5月12日から2022年8月30日までの期間に、市場買付により自己株式を2,915,400株取得いたしました。取得価額は、合計4,999百万円です。

以上